



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 1

告 示

- 休猟区の指定（自然保護課） 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） 2
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 3
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課） 5
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課） 6

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 6

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 7

公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 7

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 8

規 則

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第53号

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18号様式中

第2項に関する事項		
第3項第1号に関する事項		
第2号に関する事項		

を

第13号に関する事項		
第14号に関する事項		
第15号に関する事項		
第2項第1号に関する事項		

第2号に関する事項		
第3項第1号に関する事項		
第2号に関する事項		
第3号に関する事項		
第4号に関する事項		
第5号に関する事項		

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第552号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成20年 9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 名称 伊平屋
- (2) 区域 伊平屋村全域
- (3) 存続期間 平成20年11月15日から平成23年11月14日まで
- 2 (1) 名称 石垣西
- (2) 区域 県道79号線と県道207号線の交点を基点とし、同所から海岸線に向かって東に進み海岸線と交わる点に至り、同所から海岸線に沿って北へ進み、石崎、御神崎、屋良部崎、大崎及び赤崎を經由し、海岸線と県道79号線崎枝橋の交点に至り、同所から県道79号線に沿って北へ進み、基点に至る線で囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月15日から平成23年11月14日まで

沖縄県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成20年 9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 大里村目取真土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成20年 9月 8日

沖縄県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり屋慶名土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成20年 9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏 名	住 所
永玉栄靖	うるま市与那城屋慶名1578番地
名嘉繁徳	うるま市与那城屋慶名2386番地
那覇正光	うるま市与那城屋慶名2392番地

兼久英俊	うるま市与那城屋慶名1583番地
田原武光	うるま市与那城屋慶名669番地 1
名波幸雄	うるま市与那城屋慶名572番地
池根功	うるま市与那城屋慶名1673番地
田原武	うるま市与那城屋慶名1574番地 5

沖縄県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、安里第3地区県営土地改良事業（区画整理・農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年9月17日から同年10月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 八重瀬町役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江前ウカバ原3505番・3513番1・字東江前テラシ原3118番1・3120番
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 用水施設用地とするため

沖縄県告示第557号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成20年9月16日から同年10月6日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部農林振興センター及び恩納村役場において縦覧に供する。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 出願書受理年月日 平成20年8月5日
- 2 出願の概要
 - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - ア 出願人 恩納村字恩納2451番地 恩納村
 - イ 代表者 恩納村字山田12番地 恩納村長 志喜屋文康
 - (2) 埋立区域

ア 位置

- (ア) 区域Ⅰ 沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣黒崎原1269番及び1269番2の地先公有水面
(イ) 区域Ⅱ 沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣黒崎原1269番及び1269番2の地先公有水面
(ウ) 区域Ⅲ 沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣黒崎原1269番2及び同村字都田原1187番の地先公有水面
(エ) 区域Ⅳ 沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣黒崎原1269番2、同村字都田原1187番、1108番、1110番及び1123番並びに同村字都田原1110番及び1123番に接する無地番の地先公有水面

イ 区域

- (ア) 区域Ⅰ 次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から108度35分52秒8.68メートル地点を円心とする半径8.68メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ北西側の円弧、⑦の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位 (E. L. +1.24メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点吉40瀬良垣 (北緯26度30分40秒5395、東経127度52分21秒4675) から253度01分10秒390.33メートルの地点
②の地点 ①の地点から353度30分26秒6.68メートルの地点
③の地点 ②の地点から356度47分19秒3.23メートルの地点
④の地点 ③の地点から2度35分20秒11.78メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から8度57分20秒11.75メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から15度41分22秒9.90メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から66度44分46秒12.93メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から25度18分31秒3.83メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から110度05分21秒1.98メートルの地点

- (イ) 区域Ⅱ 次の各点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から290度30分10秒6.43メートル地点を円心とする半径6.43メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ北東側の円弧、⑧の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位 (E. L. +1.24メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点吉40瀬良垣 (北緯26度30分40秒5395、東経127度52分21秒4675) から250度59分45秒367.39メートルの地点
②の地点 ①の地点から353度51分30秒6.44メートルの地点
③の地点 ②の地点から0度14分45秒8.86メートルの地点
④の地点 ③の地点から4度47分34秒8.80メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から11度10分06秒8.81メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から15度18分36秒5.39メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から24度01分49秒4.63メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から336度51分02秒8.88メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から23度12分04秒2.87メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から290度13分21秒3.68メートルの地点

- (ウ) 区域Ⅲ 次の各点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から34度7分49秒8.49メートル地点を円心とする半径8.49メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位 (E. L. +1.24メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点吉40瀬良垣 (北緯26度30分40秒5395、東経127度52分21秒4675) から261度09分01秒349.79メートルの地点
②の地点 ①の地点から290度13分36秒4.46メートルの地点
③の地点 ②の地点から33度13分31秒3.83メートルの地点
④の地点 ③の地点から352度12分27秒12.63メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から40度22分09秒7.07メートルの地点

- (エ) 区域Ⅳ 次の各点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から38度26分37秒6.29メートル地点を円心とする半径6.29メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ南東の円弧、④の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結ぶ平成19年の秋分の

満潮位 (E. L. +1.24メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点吉40瀬良垣 (北緯26度30分40秒5395、東経127度52分21秒4675) から260度39分53秒344.55メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から110度13分42秒1.60メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から38度25分36秒2.88メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から84度26分03秒8.74メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から35度30分31秒5.03メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から40度09分24秒11.45メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から40度14分54秒13.21メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から36度57分42秒7.99メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から29度02分15秒11.76メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から19度29分31秒11.76メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から11度07分49秒11.82メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から1度34分56秒11.77メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から355度54分39秒5.90メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から336度56分28秒1.35メートルの地点

ウ 面積

区域Ⅰ	530.75平方メートル
区域Ⅱ	458.26平方メートル
区域Ⅲ	214.33平方メートル
区域Ⅳ	1,794.50平方メートル
合 計	2,997.84平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣黒崎原1268番、1269番、1269番2、同村字都田原1108番、1109番、1110番、1111番、1113番、1114番、1115番、1116番、1117番、1118番、1119番、1120番、1122番、1123番及び1187番並びに同村字都田原1110番及び1123番に接する無地番の地内並びに同村字黒崎原1269番、1269番2、同村字都田原1187番、1108番、1110番及び1123番並びに1110番及び1123番に接する無地番の地先公有水面

イ 区域 次の各点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉔の地点 四等三角点吉40瀬良垣 (北緯26度30分40秒5395、東経127度52分21秒4675) から247度30分25秒352.80メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から1度22分23秒40.23メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から34度37分13秒73.37メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から21度57分13秒25.39メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から6度16分02秒20.61メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から347度38分35秒51.32メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から241度06分35秒49.36メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から215度58分13秒77.33メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から210度50分50秒38.93メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から187度05分24秒42.71メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から169度22分05秒47.01メートルの地点

オ 面積 14,236.43平方メートル

(4) 埋立地の用途 道路用地及び保安林用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山里	沖縄市山里一丁目及び諸見里三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比屋根（4）	沖縄市胡屋七丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上田（1）	豊見城市字上田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
我那覇	豊見城市字我那覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第560号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏 名	住 所	売りさばき所の所在地	取消し年月日
宮城鈴子	石垣市字登野城476番地	石垣市字登野城476番地	平成20年2月15日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年11月4日まで縦覧に供する。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年9月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人えるだす
- 3 代表者の氏名 國吉秀子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市西崎町三丁目510番地148A-17
- 5 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者が地域で自立できる社会の実現を図るため、知的障害者の自立生活相談に関する事業や暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

訓 令

沖縄県訓令第41号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「定型文自20 休猟区の設定」を「定型文自20 休猟区の指定」に改める。

定型文自20中「休猟区の設定」を「休猟区の指定」に、「第34条の」を「第34条第1項の」に、「設定する」を「指定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年9月16日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第114号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成20年9月16日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CRジャックラッシュX	8P071500	大阪府大阪市中央区南船場2丁目9番14号 アビリット株式会社	8P0715
ぱちんこ	CRAジャックラッシュ	8P063300	大阪府大阪市中央区南船場2丁目9番14号 アビリット株式会社	8P0633
ぱちんこ	CRA片山晋呉VSDr. タイフーンST	8P063500	愛知県名古屋市中区鶴舞2丁目2番18号 奥村遊機株式会社	8P0635
ぱちんこ	CRA匠の道ASW	8P074400	愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレクトリック株式会社	8P0744
ぱちんこ	CRA剣客列伝NR	8P066300	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目	8P0663

	— T X		56番地 株式会社ニューギン	
回胴	ナゴスロキンシヤチ ダガネ	8S040000	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目 56番地 株式会社ニューギン	8S0400
回胴	ハードボイルドF	8S062200	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サミー株式会社	8S0622

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成20年9月16日

沖縄県収用委員会

会長 玉 城 辰 彦

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・5・那15号牧志壺屋線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
那覇市壺屋1丁目	49番28	宅地	宅地	287.97	287.97	287.97	

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
新城惟弘	神奈川県川崎市多摩区菅北浦四丁目11番1号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成20年9月4日

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販 売 所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購 読 料 1部1箇月 1,800円